アルマティ	カザフスタン	1015.6	16.6	−0.8	54	191	5	10
タシケント	ウズベキスタン	1012.6	20.8	0.3	12	152	5	2
バンコク	タ　イ	1007.7	28.8	0.3	352	102	3	20
クアラルンプール	マレーシア	1010.1	27.7	0.8	192	98	3	12
ニューデリー	イ ン ド	1003.8	29.5	0.1	191	160	5	7
コロンボ	スリランカ	1009.7	28.0	0.4	172	69	—	17
カ ラ チ	パキスタン	1006.7	29.4	0.2	69	616	5	1
モスクワ	ロ シ ア	1017.8	13.8	3.0	43	64	—	8
ミンスク	ベラルーシ	1019.1	14.1	2.5	56	86	3	7
キ エ フ	ウクライナ	1019.4	17.3	3.4	16	27	1	6
ヘルシンキ	フィンランド	1012.7	12.9	2.9	37	52	1	11
オ ス ロ	ノルウェー	1012.4	11.4	2.2	31	35	1	5
コペンハーゲン	デンマーク	1017.8	15.4	2.0	30	45	—	7
ワルシャワ	ポーランド	1019.8	15.5	2.4	13	28	1	3
ベルリン	ド イ ツ	1019.7	16.4	1.9	30	67	—	9
プ ラ ハ	チ ェ コ	1020.1	15.8	2.7	16	40	1	4
ブカレスト	ルーマニア	1019.4	17.5	0.4	44	89	4	2
ベオグラード	セルビア	1018.0	20.6	3.1	4	8	1	2
レイキャビク	アイスランド	1003.0	8.4	0.9	78	124	4	18
ダブリン	アイルランド	1021.9	12.6	−0.5	24	38	—	5
ロンドン	イギリス	1022.0	16.2	――	36	69	3	3
ルクセンブルク	ルクセンブルク	1020.7	15.4	1.8	56	78	3	5
パ　リ	フランス	1021.1	16.5	――	35	――	—	5
ウィーン	オーストリア	1019.3	17.2	1.9	20	37	1	4
ジュネーブ	ス イ ス	1019.0	16.6	1.5	62	64	—	7
マドリード	スペイン	1015.2	21.4	0.7	12	44	3	4
リスボン	ポルトガル	1016.5	21.7	0.0	9	31	3	1
アンカラ	ト ル コ	1013.5	18.3	−0.1	10	62	—	3
ダマスカス	シ リ ア	1008.9	23.8	0.5	2	500	—	1
リ ヤ ド	サウジアラビア	――――	――	――	――	――	—	--
アスワン	エジプト	1008.8	32.9	1.4	0	――	—	0
チュニス	チュニジア	1015.7	25.6	1.0	53	147	5	10
カサブランカ	モロッコ	1015.4	22.0	0.1	92	2000	6	5
アジスアベバ	エチオピア	1010.9	16.9	0.8	86	52	1	8
バ マ コ	マ　リ	1011.3	26.0	−0.2	35	21	—	17
ダカール	セネガル	1012.4	27.9	0.4	165	135	3	13
ダルエスサラーム	タンザニア	1016.2	25.0	0.6	2	8	—	1
ケープタウン	南アフリカ	1014.8	14.4	0.5	61	139	5	10
グース	カ ナ ダ	1011.6	9.8	0.6	123	124	4	11
ホワイトホース	カ ナ ダ	1009.7	7.8	0.7	16	44	1	5
ニューヨーク	アメリカ合衆国	1018.4	20.0	−0.2	47	50	3	5
ワシントン	アメリカ合衆国	1018.9	21.2	−0.6	84	87	5	7
シ カ ゴ	アメリカ合衆国	1019.0	18.5	0.5	26	30	3	3
サンフランシスコ	アメリカ合衆国	1014.0	18.9	0.9	7	127	5	1
モンテレー	メキシコ	1013.3	25.5	−0.2	192	135	5	11
キングストン	ジャマイカ	――――	――	――	――	――	—	--
サンファン	プエルトリコ	1014.2	27.5	−0.9	163	113	5	10
カラカス	ベネズエラ	1013.3	30.2	2.8	13	24	1	4
フォルタレザ	ブラジル	1014.5	27.0	0.4	3	15	1	1
リ　マ	ペ ル ー	――――	――	――	――	――	—	--
ロサリオ	アルゼンチン	1018.7	12.9	−1.2	107	181	5	8
ホノルル	ハ ワ イ	1015.2	28.1	0.8	4	21	2	1
ポンペイ	ミクロネシア	――――	――	――	411	109	4	--
コロール	パ ラ オ	――――	――	――	348	115	4	--
ナンディ	フィジー	――――	――	――	――	――	—	--
クライストチャーチ	ニュージーランド	1014.7	9.2	0.0	33	70	3	6
ブリスベーン	オーストラリア	1016.5	19.0	0.9	11	31	—	2
キャンベラ	オーストラリア	1014.2	10.9	1.0	56	95	3	8
パ ー ス	オーストラリア	1016.9	13.4	−1.2	94	119	4	18
昭和基地	南　極	985.6	−16.7	1.3	――	――	—	--

注）――――は未入電または欠測を表す。

公　告

諮　事　項

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び同法施行規則第13条の17において準用する同規則第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年10月23日　　経済産業大臣　直嶋　正行

名　　称	株式会社たかせん
本店の所在地	香川県高松市今新町１番地２
登 録 番 号	四第３号
営業廃止年月日	平成21年５月31日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月23日

東北地方整備局長　青山　俊行

１　処分をした年月日　平成21年９月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大和電設工業株式会社　高澤　敏之　宮城県仙台市青葉区大町２―５―１　国土交通大臣（特―17）第2262号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年９月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月23日

東北地方整備局長　青山　俊行

１　処分をした年月日　平成21年10月７日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　林興業株式会社　林　庄松　福島県いわき市植田町根小屋65―１　国土交通大臣（特―20）第10732号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年９月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第５６０７号

新潟県長岡市加津保町1929番地３
申立人　山内　　勇
本籍新潟県長岡市松尾402番地、404子番地、最後の住所新潟県長岡市栃尾泉419番地２、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日平成21年７月５日、出生の場所新潟県古志郡入東谷村、出生年月日明治34年９月10日、職業無職
被相続人　亡　渋谷　タカ
新潟県長岡市栃尾旭町７番３号
相続財産管理人　目黒　啓作

新潟家庭裁判所長岡支部